

独立行政法人大学評価・学位授与機構における研究活動に係る行動規範

平成21年11月11日
機 構 長 裁 定

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とし、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行っている。

前述を踏まえ、社会から負託された使命と役割に応えるため、機構における研究の信頼性及び公正性の確保と、高い倫理観に支えられた責任ある行動の実現を目的として、機構において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す研究成果の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、我が国の高等教育の発展に資するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者は自らの専門知識・能力等の維持向上に努めると共に、高等教育と社会の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

（研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備）

- 6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究コミュニティ及び自らの所属組織の研

究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあつては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。